

【相続手続の流れ】

<p>相続関係図作成</p>	<p>① ご本人が生まれた時から亡くなるまで、および親族の<b>戸籍謄本</b>を取得します。</p> <p>② 取得した戸籍謄本に基づき、<b>相続関係図</b>を作成します。</p> <p>③ 法務局で<b>相続情報一覧図</b>を取得します。</p>
<p>財産目録作成</p>	<p>① 土地、建物の<b>課税評価証明書</b>を取得します。</p> <p>② 土地、建物の<b>全部事項証明書</b>を取得します。</p> <p>③ 各銀行から<b>残高証明</b>を取得します。</p> <p>④①～③に基づき<b>財産目録</b>を作成します。</p>
<p>遺産分割協議書作成</p> <p>※金融機関での相続手続きや、不動産相続登記の際に使用する書類です</p>	<p>① 相続関係図、および財産目録を元に、誰に何を残したいのか<b>分配方法についてご検討</b>いただきます。（お望みの場合はどうすれば円満相続につながるような形になるのか、ご相談に乗ります）</p> <p>② ご検討いただいた内容をもとに、<b>遺産分割協議書の文案を作成いたします。</b></p> <p>③ 文案内容に問題がなければ、相続人全員に記名・実印の押印をしていただきます。</p>
<p>金融機関相続手続</p>	<p>遺産に含まれている<b>預金の解約</b>や<b>名義変更</b>などのお手続きを代行して行います。</p>
<p>不動産相続登記手続</p>	<p>遺産に不動産が含まれていて、相続登記手続きをご希望の場合は、司法書士をご紹介します。</p>